

## 一般社団法人兵庫県サッカー協会 慶弔見舞規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県サッカー協会（以下「本協会」という。）会員における慶弔等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (範囲)

第2条 この規程の適用を受けるものは、次のとおりとする。

(1) 役員とは、本協会定款第21条の役員及び第38条の委員並びに都市協会又は各種連盟の会長とする。

(2) 登録会員とは、本協会に登録する選手、指導者、審判及びチームとする。

2 本規程は、本協会の職員に対して準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「職員」と読み替えるものとする。

### (祝意)

第3条 本協会の役員又は登録会員が、叙勲若しくは褒章並びに日本サッカー協会等（FIFA, AFC, JFA）の表彰の荣誉に浴したときに祝電を送り祝意を表す。また記念品を贈呈することができる。

2 前項において、必要あるときは祝賀会を開催することができる。

### (弔慰)

第4条 役員等又は本協会事業実施中の登録会員が死亡したときは、弔電を送り弔意を表すとともに花輪若しくは生花又はこれに相当する額の弔慰金を贈る。

2 本協会の役員の配偶者、父母、子が死亡したときは、弔電を送り、弔意を表す。

### (見舞い)

第5条 役員が傷病のため、30日間以上の入院加療を要するときは1万円を超えない範囲で見舞金又は見舞い品を贈ることができる。

### (届出)

第6条 前記各条に該当する場合は、該当者又は関係者が本協会事務局長に届け出るものとする。

2 事務局は、年度ごとに届出された内容及び連絡先を保管する。

### (その他)

第7条 前記各条に掲げるもののほか専務理事が必要と認めたときは、慶弔の意を表すことができる。

### (本規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

### (附則)

この規程は、平成24年6月17日より施行する。

この規定は、令和5年12月4日より施行する。